

国立研究開発法人物質・材料研究機構 受講料を伴う講習会等の開催に関する規程

平成27年12月8日
27規程第126号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が、国立研究開発法人物質・材料研究機構業務方法書第17条第1項第4号の規定に基づき実施する、研究者及び技術者の養成及び資質の向上を図ることを目的とした講習会等のうち、受講者から受講料を徴収する講習会等（以下「講習会等」という。）の開催に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(開催の決定)

第2条 センター、部門又はプラットフォーム（以下「センター等」という。）の長は、講習会等を開催しようとするときは、名称、開催の目的、場所、期間、受講料その他の必要な事項について、別紙様式により人事・総務部門担当理事の承認を得なければならない。

(受講約款)

第3条 機構は、講習会等に関し、受講約款を定め、受講を希望する者等に対して提示しなければならない。

2 受講約款においては、次の事項について定めるものとする。

- (1) 受講契約に関すること。
- (2) 講習会等の日時、実施場所に関すること。
- (3) 受講者が遵守すべき事項に関すること。
- (4) 受講料に関すること。
- (5) 受講契約の解除に関すること。
- (6) 著作物の取扱いに関すること。
- (7) 受講に係る責任及び免責に関すること。
- (8) その他必要な事項

(受講者の決定)

第4条 機構は、講習会等の受講の申込みをした者の受講を認めるときは、当該申込みをした者に対し、その旨を書面で通知する。

(休講)

第5条 機構は、自然災害等やむを得ない理由で開講できないときは、講習会等を休講することができるものとする。ただし、休講した講習会等は別途補講等の代替措置を講ずることができる。

(受講契約の解除)

第6条 機構は、既に決定された受講者が、受講契約を解除する旨を書面により届け出た場合には、当該受講者との契約を解除する。

(取消し)

第7条 機構は、既に決定された受講者が次の各号のいずれかに該当するときは、受講

者決定の取消しができるものとする。

- (1) 指定の期日までに受講料の支払いがないとき。
- (2) 受講約款に記載された遵守事項に違反する行為があったとき。

(開催中止)

第8条 機構は、講習会等の受講の申込みが定員を大幅に下回ったとき等、当該講習会等を開講することが適当でないと判断したときは、当該講習会等の開催を中止することができる。

(受講料)

第9条 受講料は、次の各号に掲げる料金及び費用の合計額を講習会等の定員数で除した額とする。ただし、講習会等の目的、受講者の身分、国の政策等を勘案し、第1号から第3号までに掲げる料金及び費用（以下「直接経費」という。）の額に、第2条の規定によりあらかじめ人事・総務部門担当理事の承認を得た係数（以下「性格係数」という。）を乗じることができる。この場合において、第5項に定める間接経費の算定に用いる直接経費の額は、性格係数を乗じた後の額とする。

- (1) 講師料
 - (2) 設備使用料
 - (3) その他必要な経費
 - (4) 間接経費
- 2 講習会等での講演業務は技術指導等に準ずる業務とし、その対価である講師料については、国立研究開発法人物質・材料研究機構対価発生業務にかかる積算及び配分要領（平成24年7月31日 24本施第3550号。以下「要領」という。）に定める研究基盤料に準じて算定する。
 - 3 設備使用料は、講習会等において機構の設備等を使用する場合の使用にかかる対価をいい、要領に定める共用設備等使用料又は専用設備等使用料に準じて算定する。
 - 4 その他必要な経費は、消耗品費、テキスト作成費その他講習会等の開催にあたり必要となる経費をいい、その見込み額をもって算定する。
 - 5 間接経費は、事務取扱、業務管理その他講習会等を開催するための間接的な費用をいい、直接経費の合計額に0.3を乗じて額を算定する。
 - 6 第1項から前項までの規定により算定した受講料に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。
 - 7 機構は、第1項から前項までの規定により算定した受講料に消費税を加えた金額を受講者から徴収する。

(受講料の徴収)

第10条 機構は、前条の規定に基づき算定した受講料に消費税を加えた金額を機構の指定する方法により受講者から徴収する。

(受講料の返還)

第11条 機構は、既に徴収した受講料は、受講契約の解除及び取消しの場合を含め、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、既に徴収した受講料の一部又は全部を返還することができる。

- (1) 講習会等の開催を中止したとき。
- (2) 休講となった講習会等の代替措置を講ずることができなかつたとき。
- (3) その他機構が必要と認めたとき。

(受講料の配分)

- 第12条 徴収した受講料のうち直接経費に相当する額は、当該受講料にかかる講習会等を運営するための資金として実施センター等に配分する。
- 2 徵収した受講料のうち間接経費に相当する額は、講習会等を運営するための事務取扱、業務管理等に関係する部門に配分する。

(損害賠償の請求)

- 第13条 機構は、約款の定めにより、受講者に対して損害賠償を請求することができる。

(庶務)

- 第14条 講習会等の開催にかかる庶務は、実施センター等の協力を得て人事・総務部門人材開発室が行う。

(その他)

- 第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年12月8日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 28規程第22号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月24日 28規程第92号）

この規程は、平成28年5月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月28日 29規程第31号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月10日 2020規程第26号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第55号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月11日 2025規程第49号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。